

公益財団法人岡山県体育協会共催・後援取扱要綱

(趣旨)

- 1 公益財団法人岡山県体育協会（以下「本会」という。）が教育，スポーツに関する事業の適正な振興を図るため，県体協以外のものが行う行事について，共催又は後援する基準及び手続き等は，この要綱の定めるところによる。

(共催・後援の区分)

- 2 本会が部外行事(県体協以外のものが主たる責任者として企画実施するものをいう。以下同じ。)について行う共催又は後援は，次の区分によるものとする。

共催 本会が部外行事について社会的に奨励の意を表するとともに，主催者の一員として当該行事の企画及び実施に参画し，共同責任者として責任の一部を分担するものをいう。

後援 本会が部外行事について社会的に奨励の意のみを表するものをいう。

(共催・後援の基準)

- 3 前条の共催又は後援は，県民のスポーツの普及振興と水準向上に寄与すると認められるものでなければならない。

部外行事が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には，いかなる方法によってもその奨励を行わないものとする。

- (1) 教育の政治的又は宗教的中立性を害するおそれのあるもの。
- (2) 営利事業又は営利的意図があると認められるもの。
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。
- (4) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの。
- (5) 特定地域（教育事務所単位より小範囲もの）を対象とする等全県的性格に乏しいもの。
- (6) 申請団体が全県的規模のものでなく，同人的活動等で社会性の乏しいもの。
- (7) 実施計画等が完全でなく，客観的にその実施の確実性がうたがわしいもの。
- (8) 本会の名誉をき損し又は信用を失墜するおそれのあるもの。
- (9) その他共催又は後援することが不相当と認められるもの。

(財政措置を必要とする共催・後援)

- 4 本会の財政措置を必要とする共催又は後援については，別途その年度の予算編成期までに県体協へ申し出て承認を得たものでなければならない。

(申請)

- 5 本会の共催又は後援を受けようとするときは，次の事項を記載した申請書（様式第1号から第3号）を当該行事開催日の1ヶ月前までに提出しなければならない。

- (1) 行事名
- (2) 主催者のうち，主たる責任者として企画実施にあたるものの名称
- (3) 上記以外の共催者及び後援者等の名称
- (4) 趣旨
- (5) 行事の概要
- (6) 収支予算書

(報告)

- 6 行事開催終了後，ただちに実施報告書（様式第4号）を本会へ提出するものとする。

(その他)

7 次の事項については、責任を負わない。

(1) 競技会における傷害

(2) 大会経費の欠損

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。